

ガス個別要綱（バリューガス）新旧比較表

新	旧	備 考
ガス個別要綱 (バリューガス) <u>2026年 1 月 1 日</u>実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	ガス個別要綱 (バリューガス) <u>2023年4月1日</u>実施 株式会社 C D エナジーダイレクト	

新	旧	備 考
1. 用語の定義 本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。 (1) 「バリューガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。 (2) 「電気セット割」とは、バリューガスを締結したお客さまが、バリューガスの需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。 2. 適用条件 本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域で、お客さまがバリューガスを希望され、ＩＮＥ株式会社（以下「ＩＮＥ」といいます。）が当社の代理業者として、お客さまから<u>申し込み</u>を受付し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。 3. 料金 (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)(3)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。 (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。 (算 式) ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋<u>原料費調整額</u>（0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u>） ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金－<u>原料費調整額</u>（0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u>） (備 考) <u>上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り上げたものといたします。</u> (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりと	1. 用語の定義 本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。 (1) 「バリューガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。 (2) 「電気セット割」とは、バリューガスを締結したお客さまが、バリューガスの需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。 2. 適用条件 本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域で、お客さまがバリューガスを希望され、ＩＮＥ株式会社（以下「ＩＮＥ」といいます。）が当社の代理業者として、お客さまから<u>申込み</u>を受付し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。 3. 料金 (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は3(2)(3)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。 (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。 (算 式) ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u> ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（1立方メートル当たり） ＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×<u>〔1＋消費税率〕</u> (備 考) <u>上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。</u> (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりと	

新	旧	備 考
いたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり） 57,250円 ② 平均原料価格（トン当たり） ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 ＝トン当たりLNG平均価格×0.9479 ＋トン当たりLPG平均価格×0.0546 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 4. 割引制度 （1） 次の適用条件のいずれも満たすお客さまは、ご希望により、電気セット割の適用を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。 〔適用条件〕 ①バリューガスの需要場所において同一の名義により当社との間で電気需給契約（以下「対象電気需給契約」といいます。）を締結していること。 ②バリューガスの料金と対象電気需給契約に基づきお支払いいただく電気料金を同一の支払方法によりお支払いいただくこと。 〔割引額〕 割引額＝3(1)に定める料金×0.5パーセント（1円未満の端数切り捨て） （2） 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。 5. 精算等 お客さまは、電気セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に	いたします。 ① 基準平均原料価格（トン当たり） 57,250円 ② 平均原料価格（トン当たり） ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 （算 式） 平均原料価格 ＝トン当たりLNG平均価格×0.9479 ＋トン当たりLPG平均価格×0.0546 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格。 4. 割引制度 （1） 次の適用条件のいずれも満たすお客さまは、ご希望により、電気セット割の適用を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。 〔適用条件〕 ①バリューガスの需要場所において同一の名義により当社との間で電気需給契約（以下、「対象電気需給契約」といいます。）を締結していること。 ②バリューガスの料金と対象電気需給契約に基づきお支払いいただく電気料金を同一の支払方法によりお支払いいただくこと。 〔割引額〕 ① 電気セット割 割引額＝3(1)に定める料金×0.5パーセント（1円未満の端数切り捨て） （2） 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。 5. 精算等 お客さまは、電気セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に	

新	旧	備 考
通知していただきます。この場合、電気セット割の適用は、当社が通知を受けた直後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も電気セット割が適用されていた場合、電気セット割の適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日といたします。）の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。	通知していただきます。この場合、電気セット割の適用は、当社が通知を受けた直後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も電気セット割が適用されていた場合、電気セット割の適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日といたします。）の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。	
6. その他 (1) ガス基本契約要綱 5（使用の申し込み）(1)の規定にかかわらず、お客さまが本個別要綱の適用を希望する場合は、あらかじめガス基本契約要綱及び本個別要綱、並びに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾し、またガスの供給に必要なお客さまの情報を当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、I N E 又はその指定店を通じて当社にガス使用の申し込みをしていただきます。なお、当該申し込みについては、ガス基本契約要綱 5（使用の申し込み）(2)、(3)及び(4)が適用されるものといたします。 (2) ガス基本契約要綱 2（ガス基本契約要綱及び個別要綱の変更）(2)の規定にかかわらず、当社は、本個別要綱を変更した場合、変更後の個別要綱を I N E のホームページに掲示する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、ガス基本契約要綱におけるインターネット上での開示は、I N E のホームページに掲示する方法を含むものといたします。 ③ 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項並びにお客さまと I N E 又はバリューガス販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、I N E 又はバリューガス販売の委託先に情報を提供すること及び I N E 又はバリューガス販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。 ④ その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。	6. その他 (1) 基本要綱 5（使用の申し込み）(1)の規定にかかわらず、お客さまが本個別要綱の適用を希望する場合は、あらかじめ基本要綱及び本個別要綱、並びに託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾し、またガスの供給に必要なお客さまの情報を当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、I N E またはその指定店を通じて当社にガス使用の申し込みをしていただきます。なお、当該申込みについては、基本要綱 5（使用の申し込み）(2)、(3)及び(4)が適用されるものといたします。 (2) 基本要綱 2（要綱の変更）(7)の規定にかかわらず、当社は、この個別要綱を変更する場合、変更前は変更しようとする内容、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法、またはインターネット上の I N E のウェブサイトもしくは当社のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。 (3) 基本要綱 1 5（使用量のお知らせ）の規定について、当社は、基本要綱 1 4（使用量の算定）の規定により使用量を算定したときには、特別の事情がある場合を除き、その使用量を当社が電磁的方法により提供するサービスによりお知らせいたします。 ④ 当社は、お客さまの名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、ガス使用量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまと I N E 又はバリューガス販売の委託先とのサービス契約に係る事項について、I N E 又はバリューガス販売の委託先に情報を提供すること及び I N E 又はバリューガス販売の委託先から情報の提供を受けることがあります。 ⑤ その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。	

新	旧	備 考										
付 則 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。 (別表) 料金表 1. 適用区分 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C 使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表F 使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。 2. 料金表 ① 料金表A イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>759.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ロ) 基準単位料金 <table><tr><td>1立方メートルにつき</td><td>144.65円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。 ② 料金表B イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> 付 則 1. 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2023年4月1日から実施いたします。 (別表) 料金表 1. 適用区分 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C 使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表F 使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。 2. 料金表 ① 料金表A イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>759.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ロ) 基準単位料金 <table><tr><td>1立方メートルにつき</td><td>144.65円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table> ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。 ② 料金表B イ) 基本料金 <table><tr><td>1か月及びガスメーター1個につき</td><td>1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)</td></tr></table>	1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	144.65円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	144.65円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)
1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)											
1立方メートルにつき	144.65円 (消費税等相当額を含みます。)											
1か月及びガスメーター1個につき	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)											
1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)											
1立方メートルにつき	144.65円 (消費税等相当額を含みます。)											
1か月及びガスメーター1個につき	1,056.00円 (消費税等相当額を含みます。)											

新		旧		備 考
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 2 9 . 3 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 2 9 . 3 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
③ 料金表C		③ 料金表C		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 2 3 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 2 3 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 2 6 . 6 1 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 2 6 . 6 1 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
④ 料金表D		④ 料金表D		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 8 9 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 8 9 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 2 3 . 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 2 3 . 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
⑤ 料金表E		⑤ 料金表E		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	6 , 2 9 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	6 , 2 9 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	

新		旧		備 考
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 1 4 . 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 1 4 . 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
⑥ 料金表F		⑥ 料金表F		
イ) 基本料金		イ) 基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につき	1 2 , 4 5 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 か月及びガスメーター1 個につき	1 2 , 4 5 2 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ロ) 基準単位料金		ロ) 基準単位料金		
1 立方メートルにつき	1 0 6 . 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	1 立方メートルにつき	1 0 6 . 2 6 円 (消費税等相当額を含みます。)	
ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)及び(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		